

(案) 別表 補助対象経費及び補助率

補助対象経費	本事業を実施するために直接必要な経費
	土地取得費（測量費、造成費を含む）※
	施設整備費
	施設・設備の撤去に係る経費
	土地建物等賃借料（補助事業の完了までの期間のものに限る）
	内装・設備・施工工事費
	建物改造費
	備品費
	借料・損料
	消耗品費（現地調査時に確認できるものに限る）※
	委託・外注費 ※
	通信運搬費 ※
	広告宣伝費（補助対象経費の総額の 10%以内とし、寄附金の募集に係るものを除く）※
	その他 ※
	※現地調査時に確認できないものは、新商品・サービス等の開発に要する経費、広告宣伝費に限る。 ※返礼品等の費用に含まれる経費（原材料費や梱包資材費等）は除く。 【土地取得費を交付の対象とする要件】 ※プロジェクト提案時点で具体的な候補地の選定が完了していること。 ※新たな工場等の設置を伴う事業であること。 ※既存工場等も含めて、全体の生産能力を減少させる等でないこと。 ※土地取得等の契約後 3 年以内に工場等の稼働を開始すること。 ※新規雇用の創出、雇用者数の増加につながること。 ただし、以下の経費は補助対象外となります。 公租公課、消費税及び地方消費税、官公署に支払う手数料等、人件費、飲食費、交際費、その他市長が不適切と認める経費
補助率	10 分の 10 以内
補助金の額	補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。 ただし、以下①②の合計額を上限とする。 本事業に係るクラウドファンディングにおいて ①民間ポータルサイトで受領した寄附金の 10 分の 4 に相当する額 ②企業版ふるさと納税で受領した寄附金の 10 分の 10 に相当する額
補助金総額の限度額	補助対象経費の総額